

総務委員会 会議録

日 時 令和4年9月16日（金曜日） 午前9時40分～午前10時03分
場 所 臼杵庁舎2階 全員協議会室

出席委員の氏名

委員長 伊藤 淳 副委員長 大塚 州章 委 員 広田 精治
委 員 戸匹 映二 委 員 匹田 郁 委 員 梅田 徳男

欠席委員の氏名

（ な し ）

説明のため出席した者の職氏名

総務課長 柴田 監 総務課参事監 佐世 善之

出席した事務局職員の職氏名

書記 後藤 秀隆

傍聴者

（ な し ）

会議に付した事件及び審査結果

< 審査議案 >

番 号	件 名	協議結果
第44号	臼杵市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	原案可決
第54号	指定管理者の指定について	原案可決

午前9時40分 開議

○委員長（伊藤 淳）

ただいまから総務委員会を開催いたします。これより議事に入ります。

本委員会に付託されました議案は、2件であります。お手元の次第に沿って審査を行いたい

と思います。それでは、総務課所管の議案の審査を行います。最初に、第44号議案、臼杵市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

◎総務課長（柴田 監）

皆さん、おはようございます。それでは私のほうから、第44号議案、臼杵市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について、座って説明をさせていただきます。

（付議議案及び条例議案新旧対照表に基づき説明）

○委員長（伊藤 淳）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は挙手をもってお願いします。

○副委員長（大塚州章）

大変良いことだと思います。ちょっと教えていただきたいのが、この表題に地方公務員育児休業法と、それから、改正民間育児介護休業法の一部を改正すると書いてあります。これは、独立した法律案、それとも何か労基法かなんかの上にあるというか枝にある。その辺のところが、基準は何か変わったところがあるんですかね。

◎総務課参事監（佐世善之）

大塚委員の質問にお答えします。こちらについては独立した法律でございまして、地方公務員法の育児休業等に関する法律というところが別にございます。この中で正規職員については規定されておりますので、これに準じて、私どものほうは、制度が変わるということでございます。会計年度任用職員については、非常勤職員ということになっていきますので、この職員については条例で制度を規定させていただいてますので、その分の条例改正を今回提案しているということでございます。

○副委員長（大塚州章）

ありがとうございます。民間とどういうふうに関係があるのかなというのが、ちょっと頭をよぎったもので、労基の関係と、こちらの関係で地方公務員法のほうで独立しているという形で考えたらいいですね。

◎総務課参事監（佐世善之）

大塚副委員長のご質問にお答えいたします。こちらにつきましては、民間の法整備が先行しておりまして、それに準じた形で、地方公務員も、会計年度任用職員も、準じて改正をされているものでございます。

○委員長（伊藤 淳）

ほかにございませんか。

○委員（梅田徳男）

お尋ねします。非常に良い制度だと思うんですが、手続き上は、この育休単位で単位ごとに手続きを行うということになるんですか。

◎総務課参事監（佐世善之）

梅田委員の質問にお答えいたします。原則手続き上は、それぞれ育休の開始に合わせまして、手続きをしていただくんですけれども、事前に分かっている際については、先に申請していただくということでございます。確か、変更も当然可能でございます。

○委員（梅田徳男）

分かりました。ありがとうございます。なるべく複雑にならないようお願いいたします。

○委員長（伊藤 淳）

ほかにございませんか。

○委員（匹田 郁）

育休期間が2回に分けられるとか、いろいろあるんですけど、結局、その期間は前と変わらないとか、今回は少し長くなったとかその辺は、育休ということだけで、書いてるだけなんで、ちょっとその辺を教えてください。

◎総務課長（柴田 監）

匹田委員のご質問にお答えします。育休の期間は職員の場合、出生後3年間。3歳までというふうになっておりまして、そちらに変更はございません。そして、会計年度任用職員については、1歳までとなっていたものを、場合によって、先ほど申しました保育所等、子どもを預けられない場合、条件はありますが、最長3年まで、職員と同じ期間、取れるようになっております。

◎総務課参事監（佐世善之）

今の柴田総務課長の説明の中で会計年度任用職員は3歳までということだったんですけれども、会計年度任用職員は2歳までということでございます。原則、1年なんですけれども、先ほど言った特別な事情がある場合については、1歳6ヶ月まで延ばせる。さらに特別な事情がある場合については、2歳までの延長ができるということでございます。大変すいません。訂正をさせていただきます。

○委員長（伊藤 淳）

他にございませんでしょうか。

（ 「なし」 の声 ）

○委員長（伊藤 淳）

ないようですので、以上で質疑を終わります。これより討論に入ります。

（ な し ）

○委員長（伊藤 淳）

以上で討論を終わります。これより採決を行います。第44号議案については、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

（ 「異議なし」 の声 ）

○委員長（伊藤 淳）

異議なしと認めます。よって第４４号議案については原案の通り可決すべきものとして決しました。これで総務課所管の議案の審査を終わります。お疲れ様でした。暫時休憩します。

午前９時５５分 休憩

午前９時５８分 再開

○委員長（伊藤 淳）

再開します。次に財務経営課所管の議案の審査を行います。第５４号議案、指定管理者の指定についてを議題といたします。本議案は、連合審査を行っておりますので、討論より行います。

これより討論に入ります。

（ な し ）

○委員長（伊藤 淳）

以上で討論を終わります。これより採決を行います。第５４号議案については、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声 ）

○委員長（伊藤 淳）

異議なしと認めます。よって第５４号議案については、原案の通り可決すべきものとして決しました。これで財務経営課所管の議案の審査を終わります。お疲れ様でした。暫時休憩します。

午前９時５９分 休憩

午前１０時００分 再開

○委員長（伊藤 淳）

再開します。引き続き、令和４年度総務委員会行政視察についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

◎書記（後藤秀隆）

休憩をお願いします。

○委員長（伊藤 淳）

休憩します。

午前 10 時 01 分 休憩

午前 10 時 02 分 再開

○委員長（伊藤 淳）

再開します。失礼しました。

以上、先ほどの審査で、総務委員会に付託されました議案 2 件の審査を終了いたします。引き続き行政視察についての説明を事務局お願いいたします。

◎書記（後藤秀隆）

それでは事務局より座って説明させていただきます。お手元に資料を配付させていただいております。

（ 配付資料に基づき説明 ）

○委員長（伊藤 淳）

ただいま事務局より説明がありました。委員派遣及び閉会中の継続審査の申し出については、別紙のとおり委員派遣を決定し、会議規則第 111 条による閉会中の継続審査の申し出を議長に提出することにご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声 ）

○委員長（伊藤 淳）

異議なしと認めます。よって、委員派遣の決定及び閉会中の継続審査の申し出については承認すべきものとして決しました。これをもちまして、総務委員会を閉会いたします。

午前 10 時 03 分 閉会

臼杵市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により、ここに記録を作成する。

令和 4 年 9 月 16 日

臼杵市議会

総務委員会委員長 伊藤 淳